

チャレンジふくしまプロジェクト（総合情報誌を活用した情報発信事業） 委託業務仕様書（案）

1 業務の名称

チャレンジふくしまプロジェクト（総合情報誌を活用した情報発信事業）

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 業務目的

東日本大震災及び原発事故の発生から15年が経過する中、本県の復興は着実に進んでいる一方、原子力災害に起因する風評は依然として残っており、また震災の記憶や教訓の風化も懸念されている。

さらに、県内においても震災当時を知らない若い世代が増えており、本県の現状や様々な魅力、復興の取組などを次世代へ伝え、本県への愛着や誇りを醸成していくことが重要な課題となっている。

このため、本事業では、令和5年度に発表した福島県の総合情報誌「ひとつ、ひとつ、実現する ふくしままっぷ（以下「ふくしままっぷ」という）」のクリエイティブを活用し、これまで展開してきた「紙」媒体に加え、多様な媒体を活用したプロモーションを実施する。これにより、県内外の幅広い層が本県の今と魅力に触れ、関心を持つきっかけを創出し、風評払拭・風化防止を図るとともに、本県への理解促進とイメージ向上につなげることを目的とする。

4 業務の内容

ふくしままっぷのクリエイティブを活用した情報発信等に係る一切の業務（企画・調査・調整・制作・発信・発送を含む。）

(1) 「ふくしままっぷ友の会」の運用

令和6年度に設置した「ふくしままっぷ友の会（以下「友の会」という）」について、以下の施策を実施すること。

① Webサイトの管理・運用等

ふくしままっぷの理念や魅力を発信し、友の会への申込フォームを備えた以下Webサイトの管理・運営及び必要に応じたリニューアルを行うこと。

【Webサイト】

名 称：ふくしままっぷ友の会

URL：<https://fukushimamap.jp/>

② ふくしままっぷ・PRツールの発送

ふくしままっぷ及びPRツールの制作・管理・発送・問い合わせ対応を行うこと。なお、PRツールについては、ふくしままっぷを広げる活動を支援し、友の会入会のインセンティブとして機能するものを制作すること。

③ 友の会公式X及びInstagramの運用

以下友の会公式X及びInstagramについて、ふくしままっぷや登場キャラクターの魅力を発信する企画を継続的に投稿するとともに、広告配信を

含めた露出拡大のための施策を実施すること。

【Xアカウント】

表示名：ふくしままっふ友の会

ユーザー名：@fukushimamap

【Instagram アカウント】

表示名：ふくしままっふ友の会

ユーザー名：@fukushimamap_tomonokai

④ ふくしままっふの配架拡大

上記4（1）①～③のほか、友の会の取組の輪を広げるため、首都圏の駅などを中心にふくしままっふのPRや配架場所の拡大を行うこと。

(2) 各施策を通じた発信

ふくしままっふの理念や魅力を発信し、その認知を拡大するとともに、ファン化を促進するため、以下の施策を実施すること。

① ふくしままっふのクリエイティブを活用した発信

ふくしままっふの世界感に触れ、興味を持ってもらうための体験型コンテンツ（例：イベント、展示、デジタルコンテンツ等）を制作し、ふくしままっふの魅力の発信と認知拡大を図ること。

② ふくしままっふブランドムービーを活用した発信

令和6年度と令和7年度にそれぞれ制作したふくしままっふブランドムービー『赤のキヲク』及び『ふくふくの地図』について、以下のア～オの例を参考に効果的な媒体・手法による情報発信を複数行うこと。

(例) ア ふくしままっふブランドムービーの認知を拡大し、視聴を促すための動画コンテンツ等の制作、発信

イ 県内の学校等の児童・生徒を対象にした上映会の開催

ウ 県内外の劇場等での上映

エ 各種映画祭や広告祭への出品

オ WEB広告等による露出拡大

③ ベコ太郎を活用した発信

ふくしままっふのナビゲーターである「ふくしまを応援するキャラクター『ベコ太郎』」を接点にして、以下のア～エの例を参考にふくしままっふへの興味関心を喚起する発信を複数行うこと。

(例) ア 県内主要施設等へのベコ太郎のシンボル等の設置

イ 首都圏の駅等におけるベコ太郎をモチーフにした広告の展開

ウ 他都道府県のメディアへのベコ太郎の出演

エ 他都道府県のご当地キャラクターとベコ太郎の交流（SNS上での交流を含む。）

④ 上記4（2）①～③の情報発信に当たっては、紙媒体の「ふくしままっふ」がより多くの方の手に届くような取組になるよう留意すること。

(3) 効果検証・分析

本事業で実施する各施策について、必要に応じて適切なKPIを設定し、各施策及び事業全体の効果検証・分析を行うこと。

(4) 制作体制

本事業の執行に当たっては、「ふくしままっふ」の原作者である寄藤文平

氏及び福島県クリエイティブディレクターの箭内道彦氏からアドバイス・監修を仰げる制作体制とすること。

5 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後速やかに提出するもの
 - ① 着手届（様式1）
 - ② 統括責任者通知書（様式任意）
 - ③ 実施工程表（様式任意）
 - ④ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ① 完了届（様式2）
 - ② 成果品
 - ③ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

6 成果品

委託契約書第10条に定める成果品は次のとおりとする。

- (1) 業務実績報告書
- (2) 収支報告書
- (3) その他、福島県が指定するもの

7 成果品の提出先

福島県福島市杉妻町2番16号
福島県広報課

8 総括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

9 事業実施に当たっての打合せ

受託者は、本業務の期間において、福島県との間で随時打合せを行った上で業務を実施するものとする。

また、福島県は本業務の実施のために必要な協力をする。

10 その他留意事項

- (1) 追加費用に対する考え方
本仕様書に定められた業務の実施に当たっては、追加の費用負担が生じた場合でも、それが仕様を満たすために当然必要と認められるものについては、原則として受託者の負担とする。
- (2) 仕様変更
受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議し、承認を得ること。

(3) 成果品の著作権等の取り扱い

- ① 本業務における成果物の所有権や著作権は、原則としてすべて福島県に帰属する。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、福島県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。
- ② 本業務の実施による成果品は、著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納入すること。

(4) 個人情報の取り扱い

本業務で個人情報及び特定個人情報を扱う場合は、流失・損失が生じないように、その保護について十分な注意を払うこと。

(5) 秘密の保持

本業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外には絶対に利用しないこと。

(6) その他

- ① 業務の実施に当たっては、業務の内容及び範囲について、福島県と綿密な打ち合わせを行い、その決定に従うこと。
- ② 受託者は、受託業務に関する事項について、福島県から報告を求められた場合には速やかに応じること。また、改善が必要な事項については、直ちにこれに応じ、その結果を報告すること。
- ③ 本仕様書に明示無き事項又は業務に疑義が生じた場合は、福島県及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。
- ④ ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

(以上)

着手届

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日に着手しましたので届け出ます。

記

- 1 業務名 チャレンジふくしまプロジェクト（総合情報誌を活用した情報発信事業）
- 2 委託料の額 金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 3 委託期間 着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

完了届

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日に完了しましたので届け出ます。

記

- 1 業務名 チャレンジふくしまプロジェクト（総合情報誌を活用した情報発信事業）
- 2 委託料の額 金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 3 委託期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日